

基本方向

05

まちの快適・うるおい空間づくり



基本政策 01 土地利用の適正化

施策 28 土地利用の適正化

目標

広域道路ネットワークを活かし、豊かな自然環境や農林漁業との調和した土地利用を促進するとともに、少子高齢化等に対応するため、木更津駅周辺に商業、医療、福祉及び行政等の都市機能を集積し、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成をめざします。

現状と課題

本市では、新市街地においては土地区画整理事業の進捗に合わせ、商業、業務、住宅等の土地利用の規制誘導を行ってきました。また、既成市街地においては地域の実情を踏まえ、用途地域等の都市計画により、土地利用の規制誘導を行ってきました。

一方、市街化調整区域内の集落地では、少子高齢化や人口減少などにより、コミュニティの維持や自然環境の保全などが課題となっています。

また、圏央道など広域道路ネットワークの整備が進み、地域の活性化のためインターチェンジ周辺の土地利用の誘導が課題となっています。

さらに、長期未整備の都市計画道路については、今後の財政状況を踏まえた適切な見直しが課題となっています。

施策の方向性

「木更津市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの方向に沿って計画的な土地利用を誘導するとともに、市街化調整区域内の集落地やインターチェンジ周辺等の適正な土地利用を誘導します。

また、長期未整備の都市計画道路については社会経済情勢の変化や地域の状況等を踏まえ、見直しを行います。

主な取組

01 計画的土地利用の実現（都市政策課）

- ・平成23年に実施した都市計画基礎調査に基づき、県と連携を図り、都市計画の変更手続きを進めます。
- ・都市づくりの方向性や都市施設の整備方針を示す「木更津市都市計画マスタープラン」については、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、市民意見の反映、関係機関等との調整を図りながら改定します。
- ・都市基盤の整備にあわせ、都市計画の変更や地区計画の決定により、計画的な土地利用を誘導します。
- ・市街化調整区域内の集落地や幹線道路、インターチェンジ周辺等においては、地区計画制度*の活用により、適正な土地利用を誘導します。
- ・長期未整備の都市計画道路について見直しの素案を定め、関係機関との協議や住民との合意形成を図りながら、都市計画道路の見直しを行います。

基本政策 02 都市環境の充実

施策 29 市街地整備の充実

目標

魅力ある市街地を計画的に整備することで、市民生活の快適性向上や定住人口並びに交流人口の増加をめざします。

現状と課題

本市は、昭和 40 年代から各地において土地区画整理事業が進められてきており、現在でも商業・業務・住宅等の都市機能の集積が図られています。

このため、引き続き、定住人口の確保及び交流人口によるにぎわいの創出等に向け、アクアライン・圏央道等の広域交通ネットワークを活用した土地区画整理事業による市街地整備が必要となります。

その一方で、今後、本市においても人口減少の局面を迎えることが見込まれることから、駅周辺の市街地に都市機能を集積するコンパクトなまちづくりが課題となっています。

施策の方向性

定住人口や交流人口を増やすため土地区画整理事業による市街地整備を進めます。

少子高齢化等の社会経済情勢に対応するため、駅周辺への都市機能の集積を図ります。

主な取組

01 市街地の整備 （市街地整備課・都市政策課）

- ・金田西地区及び請西千束台地区の土地区画整理事業による市街地整備を推進します。
- ・木更津駅周辺の中心市街地において、土地利用の共同化・高度化等を図るため、マンション建設に対する助成制度を創設します。
- ・アクアライン着岸地の金田地区において、土地区画整理事業の進捗に合わせ、安全性や快適性を確保するため、防犯施設や交通安全施設等を整備します。



アクアライン着岸地の金田地区

基本政策 02 都市環境の充実

施策 30 公園・緑地の充実

目標

公園や緑地を整備・充実することにより、健康・レクリエーション活動の場の提供や景観の形成、都市の防災性の確保を図り、快適でうるおいのある空間づくりをめざします。

現状と課題

本市の公園・緑地は、都市公園法により一人当たり10㎡が標準とされていますが、8.23㎡となっており、さらなる公園緑地の整備が必要になっています。

また、公園施設の老朽化が進んでおり、今後、計画的・効率的な維持管理が必要となっています。

地域の公園に対する愛着心の醸成や防犯等の観点から、約5割の公園緑地において、地元自治会等と協働で公園維持管理を行っており、引き続きこうした取り組みを推進して行く必要があります。

施策の方向性

市民のレクリエーションや憩いの場であり、さらに延焼防止・遅延など防災機能を高めるために、公園の整備を推進します。

また、市民協働や民間ノウハウの活用により、市民ニーズに対応した適切な維持管理に努めます。

さらに、安全で快適に公園を利用できるよう、公園施設の改築・更新を行い、バリアフリー化を進めます。

主な取組

01 公園の整備と緑化の推進（市街地整備課）

- ・土地区画整理事業区域等の住宅立地の進展に合わせ、都市公園の整備を進めます。
- ・地元自治会等の協力を得ながら、公園・緑地の清掃等を実施します。
- ・既設公園内の公衆便所や園路等の改修を進めるほか、公園施設の老朽化に対応するため、遊具や照明、フェンス等について長寿命化計画に基づき改築・更新等を行います。
- ・吾妻公園等の既設公園については、利用促進のための再整備を実施します。



都市公園の整備



市民による清掃活動

基本政策 02 都市環境の充実

施策 31 住環境の整備

目標

住宅に対する市民ニーズの変化や少子高齢化、環境への配慮等を踏まえながら、生活の基盤である住宅と、その周辺の居住環境について、快適性や安全性の向上をめざします。

現状と課題

本市では、土地区画整理事業等による良質な住宅地の供給を図っており、近隣市や他県から人口が流入し人口が増加傾向にあります。一方、中心市街地では商業施設の郊外移転が進み、居住者の高齢化とあいまって人口が減少しています。

また、市営住宅は、昭和 30 年代から 9 団地が建設され、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給する役割を果たしてきました。しかし、建物の老朽化が進む一方、比較的低廉な民間住宅が増加するなど市営住宅を取り巻く環境が変化しています。

施策の方向性

良質な住宅や住環境を整備するため、都市計画法や宅地造成等規制法、建築基準法、地区計画制度の適正な施行・運用を図るとともに、無秩序な市街化を防止します。

木更津駅周辺においてマンション取得を誘導することにより、定住化の促進と市街地の活性化を図ります。

老朽化した市営住宅の長寿命化を図るため、「木更津市営住宅長寿命化計画」に基づいて適切な維持管理を行い、民間住宅の活用を含む今後の市営住宅のあり方について引き続き検討します。

主な取組

01 住環境の向上（建築住宅課・都市政策課・市街地整備課）

- ・市民ニーズに対応した住環境の改善を図るため、住まいに関する市民の相談に対応します。
- ・住宅の安全性を高めるため、耐震化を推進します。
- ・住宅の質を高めるため、長期優良住宅の認定や省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づく届出の受理事務を円滑に行います。また、宅地造成や建築等の無届けについては、パトロールを強化し、違反建築等の事前防止に努めます。
- ・木更津駅周辺の定住化促進・市街地再生を図るため、マンション取得者に対する助成制度を創設します。

02 市営住宅の管理及び整備（建築住宅課）

- ・市営住宅の安全性の確保と効率的な維持管理を図るため、長寿命化計画に基づき施設の補修・修繕を実施します。



羽鳥野の住宅地



請西南の住宅地

基本政策 02 都市環境の充実

施策 32 良好な景観形成の推進

目標

木更津市らしい良好な景観を形成することで、快適でうるおいのある生活環境と、生活や産業に根ざした本市の個性や文化の創出をめざします。

現状と課題

景観シンポジウムや景観写真展等を開催し、良好な景観形成に対する市民・事業者等の理解促進を図るとともに、平成 25 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体*となり、景観計画策定に必要な調査を実施してきました。

屋外広告物については、千葉県屋外広告物条例によって規制していますが、今後は建築物や工作物等に対しても、色彩や形態・意匠などについて規制をしていくことが課題となっています。

また、駅周辺については、みなと町や寺町のたたずまいなどを活かした景観を形成し、にぎわいを創出していくことが求められています。

さらに、点在する神社仏閣、レトロ建築物など歴史、文化に根ざした景観とともに、盤洲干潟、小櫃川、かずさ丘陵などの美しい自然の景観を、いかに保全し、後世に残していくのが課題となっています。

施策の方向性

良好な景観形成に向けて、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物等に対する行為の制限を行うため、届出制度による景観誘導を図ります。

木更津市らしい景観形成に向けて、景観形成を推進する地区の指定について検討します。また、景観上重要な建造物や樹木、公共施設について、景観重要建造物等の指定基準を設け、今後の保全に向け検討します。

市民・事業者等に対して、引き続き良好な景観形成に対する理解促進に努めます。

主な取組

01 良好な景観形成の促進（都市政策課）

- ・一定規模以上の建築物や工作物等の色彩や形態・意匠などを制限するため、学識経験者や関係団体、公募市民等で組織する委員会やパブリックコメントなどで意見を聴きながら、景観計画及び景観条例を策定します。
- ・景観審議会を組織して、景観形成を推進する地区の指定や景観重要建造物等の指定など景観まちづくりの推進に必要なことがらを検討していきます。
- ・景観シンポジウムや景観写真展などを開催して、継続して、市民・事業者に対して良好な景観形成に対する理解の促進を図っていきます。



景観写真展大賞受賞作品



景観シンポジウム

基本政策 03 交通環境の充実

施策 33 交通体系の充実

目標

圏央道等の広域幹線道路の整備に合わせ、拠点市街地を結ぶ主要幹線道路の整備や、公共交通の充実を図ることにより、日常生活における移動をよりスムーズなものとするほか、市域内外からのアクセス性を高め、回遊性のある交通ネットワークの構築をめざします。

現状と課題

本市は、アクアラインや圏央道、館山道等の結節点に位置することから、今後も市外からの交通量が増えるものと見込まれています。このため、市内の計画道路のうち工事着手に至っていない路線、特にインターチェンジ周辺や商業地区周辺の道路整備を急ぐ必要があります。

また、高度成長期に整備された道路施設の老朽化に伴う修繕・更新に要するメンテナンス費用の増大が懸念されます。このため、計画的かつ効率的な維持管理が必要となります。

高速バス路線については、新宿駅からの乗り入れや木更津駅からの延伸など、アクアラインを活かした公共交通機関として充実が見られますが、一方で、市民の足として必要不可欠な生活路線バスの維持・確保が課題となっています。

施策の方向性

圏央道等の広域幹線道路の整備促進を図るとともに、市域内外の交通アクセスの向上や地域の安全性確保等のため中心市街地や地域の拠点間をネットワークする幹線道路の整備を推進します。

また、道路を安全で安心して利用できるよう、道路施設の適切な維持管理を行います。

公共交通機関を維持・拡充するため、鉄道については、快適で利便性の高い鉄道サービスの提供を引き続き JR に要請する一方、路線バスについては、不採算路線の利用促進に努めます。あわせて、アクアライン高速バス路線については、さらなる利便性の向上に向け関係機関と検討を進めます。



高所作業車による橋梁点検

主な取組**01 道路網の整備 （土木課）**

- ・圏央道や館山道等の整備促進について、関係自治体と連携し、国等に要望します。
- ・広域幹線道路と接続する主要幹線道路の整備を行い、また、地区間を結ぶ道路網を整備します。
- ・金田地区及び請西千束台地区の市街地整備に関連する道路網を整備します。
- ・道路施設について、長寿命化計画や修繕計画等に基づき計画的、効率的な維持管理を実施します。

02 公共輸送の充実 （企画課）

- ・生活交通の利便性が確保されるよう、生活路線バス維持対策について運行費補助を行い、市民の足としての生活路線バスの維持・確保を行います。
- ・馬来田駅の無人化に伴い、乗車券販売、駅の維持管理等を行っている団体の取り組みを支援します。
- ・対岸への通勤・通学の交通手段として多くの市民に利用されているアクアライン高速バスの利便性をさらに高めるため、交通系ＩＣカードの導入を推進するとともに、平成 27 年度に供用開始する予定の「金田総合高速バスターミナル」を活用した、高速バスのネットワーク化（ハブ化）の実現に向けた関係機関との協議を進めます。



インターチェンジ周辺の市道整備

基本政策 03 交通環境の充実

施策 34 港湾機能の充実

目標

重要港湾である木更津港の整備を進めることで、内港地区における海辺のにぎわい空間づくりや木更津南部地区における物流機能の強化をめざします。

現状と課題

木更津港は、漁業活動をはじめ、建設資材等が流通する物流拠点、潮干狩り客でにぎわう観光地など、多様な機能を有しています。現在は、県の「木更津港港湾計画」に基づいて平成30年代前半を目標年次とする港湾整備が進められています。

吾妻地区では、木更津市基本構想で掲げた「みなとまち木更津再生プロジェクト」における、回遊性のある港湾空間の形成に向けて、緑地や交流厚生用地など、海辺の魅力を活かした親水空間づくりが求められています。

また、木更津南部地区では、多様な機能が融合した魅力ある港湾空間の形成に向けて、船舶の大型化への対応や大規模震災時におけるバックアップ機能の強化などが求められています。

施策の方向性

「木更津港港湾計画」に基づく取り組みとして、内港地区（木更津港港湾計画における「吾妻地区」）については、「みなとまち木更津再生プロジェクト」の実現に向けた港湾整備を促進するとともに、海上交通の利用促進に向けた環境整備を行います。

また、木更津南部地区については、港湾物流機能の強化や大規模地震発生時における緊急物資の輸送など、ライフラインやサプライチェーンの維持・確保に資する港湾機能の充実を図ります。

主な取組

01 港湾環境の整備（街なか交流推進課）

- ・多様な機能が融合した港湾空間の形成及び開放的な親水空間や交流の創出に向けて、「木更津港港湾計画」の早期実現を港湾管理者である県とともに推進します。
- ・内港におけるにぎわいづくりの拠点となる交流厚生用地の整備計画を策定します。



木更津港（左：木更津南部地区 右：吾妻地区〔内港地区〕）

基本政策 04 生活環境の充実

施策 35 上水道の充実

目標

健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとして、安全・安心な水道水の安定供給と、持続可能な運営基盤の確立をめざします。

現状と課題

本市の水道事業は、昭和 23 年に給水を開始して以来、生活様式の多様化や経済・産業等の発展に伴う水需要の増加に対応するために、7 次につながる拡張事業を経て、計画的に水道施設を整備し、安定・安全・安心な水道水の供給や水道サービスの向上に努めてきました。

しかし、近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、水需要の減少に伴う長期的な運営基盤の強化や老朽施設の更新、東日本大震災の教訓を活かした災害への対策、環境負荷の低減など多くの課題を抱えています。

また、「安全でおいしい水」に対する市民の関心も年々高まっており、さらなるサービス向上が課題となっています。

施策の方向性

安定した水源確保のため、引き続き君津広域水道企業団に出資金及び負担金を支出します。

安全で安心した水道水を供給するため、水道施設の定期的な点検・検査・修繕を行うとともに、水道施設更新計画に沿った施設更新事業に取り組みます。

運営基盤の恒久的な維持向上のため、君津地域における 4 市水道事業と君津広域水道企業団との統合広域化をめざします。

主な取組

01 安定した水道水の供給 （工務課）

- ・「水道施設更新計画」に基づく事業を平成 27 年度から行います。
- ・富来田地区の水道水の安定供給のため、富来田第二浄水場内に新たな取水施設（深井戸）を設置し、富来田第一浄水場廃止後は、富来田第二浄水場により、富来田配水区を一元管理します。
- ・施設の重要度や老朽化度等勘案し、優先順位の高い施設から順次整備します。

02 持続可能な運営基盤の強化 （業務課）

- ・統合広域化に向けた基本計画について、平成 28 年中を目標に基本協定の締結をめざし、その 3 年以内の統合に向けて、各市の市議会の議決や水道法に基づく変更認可手続き等に取り組みます。



中台浄水場（請西南）

基本政策 04 生活環境の充実

施策 36 下水道等の整備

目標

雨水、汚水の排水施設を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行うことにより、快適で安全なまちづくりをめざします。

現状と課題

既成市街地や新市街地の公共下水道、都市下水路及び排水路の計画的な整備を進めています。しかしながら、公共下水道については、さらなる普及率の拡大が必要です。また、施設についても老朽化が進んでいることから計画的な維持管理が必要です。

施策の方向性

快適で安全なまちづくりを進めるため、雨水、汚水の排水施設の計画的な整備を進めます。また、下水道施設については、ライフサイクルコストの低減を図りつつ老朽化に対応するため、計画的、効率的な維持管理を行います。

主な取組

01 排水路の整備及び維持管理 (土木課)

- ・快適な生活環境を維持するために、生活排水や雨水を流す排水路を計画的に整備し、適切な維持管理を行います。

02 地域污水处理場等の適切な維持管理 (下水道推進課)

- ・快適な生活環境を維持するために、地域污水处理場等の適切な維持管理を行います。

03 都市下水路等の適切な管理 (下水道推進課)

- ・市街地の下水を排除し、都市の浸水被害を防ぐために、都市下水路を整備し、適切な維持管理を行います。

04 下水道施設の整備・適切な管理 (下水道推進課)

- ・下水道の汚水普及率の拡大を図るために、既成市街地地区や金田地区等の管渠施設の整備を行います。
- ・金田西地区において、土地区画整理事業の進捗にあわせ、雨水ポンプ場を整備します。
- ・都市の浸水被害を防ぐために、雨水管渠の適切な維持管理を行います。
- ・下水処理場の老朽化に対処するため、長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から計画的に整備します。



金田西雨水ポンプ場完成予想図



推進工法による管渠布設工事



U型水路による排水路整備

基本政策 04 生活環境の充実

施策 37 資源循環の推進

目標

ごみの発生抑制（Reduce: リデュース）・再利用（Reuse: リユース）・再資源化（Recycle: リサイクル）の 3R を推進することで、快適で住み良い持続可能な“循環型社会”の形成をめざします。

現状と課題

本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、依然として、全国や県の平均より多く、また、ごみ排出量に占める事業ごみの割合が他自治体よりも高いことから、市民と事業者の双方に対し、3R の徹底を図っていく必要があります。

リサイクル率は、全国や県の平均より高いものの、減少傾向にあることから、リサイクル率の向上に努める必要があります。

また、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響で、廃棄物の中間処理中に発生する溶融飛灰*からの放射線量が増加しました。このため、溶融飛灰の最終処分先の確保が難しい状況が続いています。

施策の方向性

市民や事業者の 3R に対する理解を深めるため、市民・事業者・市の役割分担や目標を明確にし、協働の取り組みを推進します。

廃棄物の収集運搬や中間処理、最終処分を適正かつ安全に行うため、各施設の状況や発生する廃棄物の状況を把握し、廃棄物の処理業務が滞ることがないように、処理体制を確立します。

主な取組

01 ごみの排出抑制と再資源化の推進（まち美化推進課）

- ・資源ごみ（小型家電、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類など）を効率的かつ適正に処理し、再資源化を図ることにより、ごみゼロ型の地域社会（循環型社会）の実現をめざします。
- ・ごみの有料化を推進することで、ごみの排出量及びごみ処理経費を抑制します。
- ・自治会や町内会などによる資源ごみの回収や生ごみ処理機等の購入など、ごみの減量化・資源化に貢献する活動に対して一部助成することにより、リサイクル意識の向上を図ります。

02 廃棄物の適正処理（まち美化推進課）

- ・廃棄物の収集運搬業務について、今後の直営業務員の減少に伴い民間委託の拡大も含めた業務体制の検討をし、経済的・合理的体制づくりを推進します。
- ・廃棄物の中間処理において資源回収率の向上に努めるとともに、資源化できない廃棄物は君津地域広域廃棄物処理施設で適正かつ安定的に処理を行います。
- ・溶融飛灰の処理が滞ることのないよう、廃棄物の発生状況に留意し、適正な処理体制を確保します。



クリーンセンターで小型家電回収



資源ごみの中間処理委託施設

基本政策 04 生活環境の充実

施策 38 生活衛生の向上

目標

生活衛生施設を適正に維持管理し、衛生サービスの改善を図ることで、都市環境の保全や市民の公衆衛生の向上をめざします。

現状と課題

火葬場（昭和 42 年建設）は、施設や設備の老朽化・損傷等が進行しており、特に火葬炉については、平成 32 年頃に耐用年数を迎えることから、新たな火葬場の建設が急務となっています。

霊園（昭和 33 年供用開始）についても、施設や設備の老朽化をはじめ霊園のシンボルである桜の木も老木となり、安全で快適に利用できる施設環境の確保が難しい状況となっています。このため、平成 27 年 4 月供用開始の合葬式墓地*の管理運営に合わせ、指定管理者制度*の導入も視野に入れ、質の高い霊園の総合的な維持管理を進めていく必要があります。

また、一部の心ない飼い主による犬のフンの放置等により、市に多くの苦情が寄せられており、市民の快適な生活環境を形成することが課題となっています。

し尿処理施設である新川園衛生処理場（昭和 38 年建設）は、増設や改造、各種設備の更新等を実施し維持管理をしていますが、施設や設備の老朽化や損傷等が進行しているため、今後のし尿処理施設の方向性について検討する必要があります。

施策の方向性

市民生活における衛生環境を維持し、感染症予防や食品衛生事故の防止に取り組むため、各種衛生施設を適正に管理するとともに、住民や事業者による衛生保全・清掃活動等を支援します。

新火葬場の整備に向けて、用地の選定や PFI *等の導入可能性を含めた建設及び管理運営手法について調査検討を進めます。

木更津市霊園の適正な管理を確保するため、より専門性を有する民間事業者による包括的な維持管理業務を導入します。

し尿処理施設の移転・新設に向け、時期や候補地などについて、調査・研究に着手します。

主な取組

01 公衆衛生対策の充実（環境管理課）

- ・感染症の予防・拡大防止対策として、地域住民等が行う生活排水路清掃時の下水泥袋や防疫用薬剤の配布、公衆浴場事業者が行う施設改善に要する経費の補助等を実施します。
- ・飲食に起因する衛生事故を防止するため、食品衛生大会等を通じた意識啓発に取り組みます。

02 火葬場や霊園の整備・維持管理（環境管理課）

- ・指定管理者による火葬場の管理運営により、市民サービスの向上を図るとともに、平成 33 年度の供用開始をめざし、新火葬場の整備に向けた取り組みを推進します。
- ・市営霊園の清掃・除草等の維持管理を適切に行い、利便性の向上や安全の確保を図ります。

03 し尿の適正処理（まち美化推進課）

- ・収集運搬許可業者が行うし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現状の収集運搬体制の水準を維持します。
- ・新川園衛生処理場や浄化槽汚泥投入施設について、包括的民間委託契約による適正な維持管理を引き続き行います。また、老朽化が著しい新川園衛生処理場の計画的な補修・改修に努めます。
- ・単独浄化槽や汲み取り便所から、合併処理浄化槽への転換を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、設置済みの浄化槽の適正管理について普及啓発を行います。

基本政策 05 自然環境の保護・環境の保全

施策 39 自然環境の保護

目標

貴重な生物の生息地である自然環境の保護に努めるとともに、次世代に良好な自然環境を引き継ぐことをめざします。

現状と課題

本市の小櫃川河口から広がる盤洲干潟は、東京湾に現存する最大級の自然干潟です。絶滅危惧種をはじめ様々な生物の生息地域となっており、「千葉県自然環境保全区域」の指定に向けて、市民や漁業関係団体等の理解を得る必要があります。

また、鳥獣による被害が、生活環境や農林水産業、特定外来生物*等の生態系へと広がっているため、自然環境保護や鳥獣の管理・保護を図るための事業展開が求められています。

施策の方向性

盤洲干潟を保全し、絶滅危惧種等の生息環境を維持するため、市、企業、関係機関が一体となった、海岸のクリーン作戦を行います。

自然環境の保護や鳥獣を管理・保護するため、特定外来生物等の捕獲を支援します。

主な取組

01 自然環境の保全 （環境管理課）

- ・小櫃川河口干潟を保全するため、ボランティア団体による清掃活動を支援し、清掃活動に伴い収集されたゴミの処分を行います。
- ・より多くの方々に小櫃川河口干潟を観察する場を提供し、自然環境の大切さを啓発するため、引き続き遊歩道の整備に取り組みます。
- ・特定外来生物等を捕獲するため、箱わなの貸出しを行います。



干潟クリーン作戦

基本政策 05 自然環境の保護・環境の保全

施策 40 環境の保全

目標

良好な環境を維持・向上させ、環境汚染の防止を図るとともに、持続可能な社会の構築に取り組むことにより、快適で住みよい環境の実現をめざします。

現状と課題

本市では、大気、水質、騒音、放射線の空間線量等の環境調査や環境負荷の発生源に対する立入調査等を実施するとともに、「環境基本計画」や省エネルギー、地球温暖化対策に関する計画に基づき、環境保全推進のための取り組みを行っています。また、環境美化活動や不法投棄対策の推進により、良好な環境の維持に努めています。

これらの結果から、本市における環境は概ね良好に維持されていますが、一部の項目で環境基準の超過、屋外燃焼行為や航空機騒音等の苦情申立などがあります。

さらに、地球温暖化対策や省エネルギーへの取り組みなどのグローバルな問題について、情報の積極的な提供や啓発活動等を通じて、市民への理解、協力を求めていく必要があります。

施策の方向性

身近な環境の維持、向上を図るため、大気や騒音などの環境監視や環境負荷発生源の監視・指導等に取り組むとともに、公害苦情等に対し、関係法令に基づき適切に対処します。

計画的な環境保全活動を推進するため、「環境基本計画」や省エネルギー、地球温暖化対策関係の計画等を作成するとともに、その実施効果を検証します。

社会情勢の変化や住民要望等により、環境保全に対する新たな課題が発生した場合には、県を含む他の自治体との連携も検討しながら、必要に応じ新たな施策の展開を図ります。

主な取組

01 環境・発生源の監視（環境管理課）

- ・大気環境や公共用水域の水質の測定により、環境基準の達成状況や経年変化を把握し、県等関係機関との協力や広報、啓発活動を通じて、環境基準の達成や環境悪化の防止を図ります。
- ・羽田空港再拡張後の経過に留意しながら、引き続き航空機騒音を監視するとともに、県、近隣市と協力して騒音の低減に取り組みます。
- ・環境負荷の発生源を監視するため、環境協定締結企業や水道水源保護条例対象事業場に対し立入調査を行い、協定値等の遵守状況を確認します。
- ・市独自の残土条例に基づき、事業者への指導や立入検査など適正に対応します。

02 環境保全活動の推進（環境管理課）

- ・「環境基本計画」（平成15年度～27年度）の点検・評価を踏まえて、計画改定に取り組めます。
- ・本市を事業所とする環境保全活動について、温暖化対策や省エネルギー化を推進します。また、市民への情報提供や啓発に努めます。

03 環境美化対策の推進（まち美化推進課）

- ・「まちをきれいにする条例」に基づき、飼い犬のふん害防止対策、空き地の雑草対策、地域の環境美化活動等に取り組むとともに、市民、地域団体等との連携、支援を強化します。
- ・ごみゼロ運動や矢那川並びに海岸の清掃、私有地の雑草処理対策などに取り組めます。
- ・不法投棄を防止するため、不法投棄監視員の配置や監視カメラの設置等を進めます。

